

平成四年法律第八十六号
看護師等の入材確保の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 看護師等の入材確保の促進（第三条）
第三章 ナースセンター
第四章 雑則（第二十三条—第二十六条）
附則

第一編 第一章 総則

- （目的）
第二節 中央ナースセンター（第二十条—第二十二条）
第四章 雑則（第二十三条—第二十六条）
附則

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、待遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受けられる者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もつて国民の保健医療の向上に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第一項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護医療院（同法第二十九項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）を行ふ事業所をいう。次項において同じ。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行ふ事業所をいう。

1 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）

二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（次に掲げる事業を行うものに限る。）
イ 介護保険法第八条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ロ 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）

三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）
四 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣及び文部科学大臣にあつては第二項各号に掲げる事項につき医道審議会の意見を、厚生労働大臣にあつては同項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護師等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項につき労働政策審議会の意見をそれぞれ聴き、及び都道府県の意見を求めるほか、総務大臣に協議しなければならない。

五 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
六 病院等の開設者等は、保健医療の重要な手とし、高度化し、かつ、多様化するための自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、より努めなければならない。

七 看護師等は、看護に親しむ活動への研修等による研修を受けたとともに、自信と誇りを持つてこれを看護業務に發揮するよう努めなければならない。
(看護師等の責務)

八 看護師等は、看護に親しむ活動への研修等による研修を受けたとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

九 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができる。
(情報の提供等)

第十条 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができる。
(情報の提供等)

十一 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報を、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

十二 都道府県は、前項の規定により提供を受けた情報を第十四条第一項の都道府県ナースセンターに提供することができる。

第一節 中央ナースセンター

第二十条 厚生労働大臣は、都道府県センターの
(指定期間) 一ヶ月を、(被差別者)二十人を、(事務二年)

業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な发展を図ることとともに、看護師等の確保を图り、もつて保健医療への向上に資することを目的とする一般社团法人又は一般財团法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて個々に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

第二十一條 中央センターは、次に掲げる業務を（業務） 行うものとする。

一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
二 郡道守県セセンターの業務について、連絡周

三 郡道府県セノターの業務に關する情報及び
整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

四
資料を収集し、並びにこれを都道府県センタ－その他の関係者に対し提供すること。
二以上の都道府県の区域における看護士関

する啓発活動を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、都道府県センタ－の健全な発展及び看護師等の確保を図る

ために必要な業務を行うこと。
(準用)

十六条の四、第十七条、第十八条並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの

規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十四条第三項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、第十六条の四中「第十五

条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、第十八条中「この節」とあるのは「次節」と、第十九条第二項中「指定を」とあるのは「第二十

条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を」と、「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、「この節」とある

のは「次節」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

（罰則）
第二十四条 第十六条の四（第二十二条において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第十二条第一項の規定に違反して看護師等確保推進者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。
二 第十二条第五項の規定による命令に違反した者

附 則 **抄** **（平成四年七月一日法律第八九号）**
（施行期日）
第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第二十条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後につながる行為に対する罰則の適用については、なお從定める。
（その他の経過措置の政令への委任）
第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 二の法律は 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續に相当する手續を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの除く。)又はこれらそのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一九日法律第九〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二五号) 抄
(施行期日)

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二五号) 抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の四の改正規定及び第四十二条の改正規定(同条に「一項を加える部分を除く。」並びに附則第三条、第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。)(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月一六日法律第八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から算して六日施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る）
二 第四十条中自然公園法附則第十項及び第十九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る）
三 第一百四十四条の規定に係る部分に限る（両議院の同意を得ることに係る部分に限る）
四 第一百四十七条の改正規定に係る部分を除く。
五 第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定 公布の日
(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののはか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又は基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前と改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、

条第一号の改正規定（「第二十八条の十一第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対する対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第五十一条 この法律(附則第一号に規定するものについては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日) ○五号 抄

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十一条）又三見至三段）。

ハ条の改正規定に限る) 第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並

ひに別表第一 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第二百一十九号）の項、第三回目迄（昭和四

年法律第一百号)の項 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法

(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第

三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の

項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法）

律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律

第七十八条の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(水道法第四十六条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第三四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条の第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第十九条及び第五十条の三の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第

九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四条及び第九条の二の改正規定に限る)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十二条から第二十三条までの改正規定に限る)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十二条、第二百九十三条の改正規定に限る)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十二条第四項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る)、「第二号イ」を「第一項第一号イ」に改める部分を除く)、並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る)、及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く)、並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る)

る。)の規定並びに附則第十三条、第十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号))、第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

附 則(平成二十三年一月一四日法律第八二二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則(平成二六年六月二十五日法律第八三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条第一項の規定並びに第十八条、第二十条第一項の規定は、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規

五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定
附 則（平成二十九年六月二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定
（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定
（罰則に関する経過措置）

二から九まで 略

十一 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定
（罰則に関する経過措置）

二から九まで 略

十四 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定
（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

て同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものに戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 （この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 第五百九条の規定
（罰則の適用に関する経過措置）